介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)(抜粋)

(研修の課程)

第二十二条の二十三 令第三条第一項第一号イ及び口に掲げる研修(以下この条から第二十二条の二十九までにおいて「研修」という。)の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

2 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上のものとする。

(研修の方法)

第二十二条の二十四 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて、 実習により行うことができるものとする。

- 2 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削指導、面接指導等適切な措置を併せて講じなければならない。
- 3 研修の実施に当たっては、前条第一項に規定する課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。

(証明書の様式)

第二十二条の二十五 令第三条第一項第一号に規定する証明書の様式は、様式第 十一号によるものとする。

(指定の申請)

第二十二条の二十六 令第三条第一項第一号ロの事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二研修の名称
- 三 事業所の所在地(講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる 事業所の所在地)

四 学則

- 五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 六 実習を行おうとする者にあっては、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人にあっては、その名称)及び当該施設における 実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書
- 七 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 八 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- 九 その他指定に関し必要があると認める事項

- 2 講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、前項各号に掲げるもの のほか、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。
- 一 講義を通信の方法によって行う地域
- 二 添削指導及び面接指導の指導方法
- 三 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設 の設置者の承諾書

(介護員養成研修の指定の基準)

第二十二条の二十七 令第三条第一項第一号ロの厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる研修の課程の区分に応じて、当該各号に定める基準とする。

- 一 介護職員初任者研修課程
- イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。
- ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。
- ハロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ニ 講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。
- ホ 実習を行う場合にあっては、ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに 適当な施設を実習施設として利用できること。
- へ 実習を行う場合にあっては、実習施設における実習について適当な実習指導者 の指導が行われること。
- 二 生活援助従事者研修課程
- イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。
- ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第二項に規定する基準以上であること。
- ハロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ニ 講師は、生活援助従事者研修課程を教授するのに適当な者であること。
- ホ 実習を行う場合にあっては、ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに 適当な施設を実習施設として利用できること。
- へ 実習を行う場合にあっては、実習施設における実習について適当な実習指導者 の指導が行われること。
- 2 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、前項第一号又は第二号に定める基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 添削指導、面接指導等による適切な指導が行われること。
- 二 添削指導、面接指導等による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
- 三 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第二十二条の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、 養成研修修了者(同条第一項第一号に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名、 生年月日、研修の修了年月日及び同条第一項第一号の証明書の番号とする。 (変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第二十二条の二十九 介護員養成研修事業者(令第三条第一項第一号ロに規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)は、第二十二条の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)若しくは第二項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、休止し、又は再開した場合にあっては、その研修の名称及びその年月 B
- 二 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
- 三 休止した場合にあっては、その予定期間

(名簿等の提出)

第二十二条の三十 介護員養成研修事業者は、毎事業年度終了後二月以内に、令 第三条第二項第二号イに規定する名簿及び事業報告書を当該指定をした都道府県 知事に提出しなければならない。 第 号

修了証明書

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項第一号(イ又はロ)に掲げる研修の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

(介護員養成研修事業者名)

附 則 (平成二四年三月二日厚生労働省令第二五号) (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の二十三の改正規定、第二十二条の二十四の改正規定、第二十二条の二十六から第二十二条の二十九までの改正規定、第二十二条の三十一の改正規定、第二十二条の三十四の改正規定及び様式第十一号の改正規定並びに次条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次に掲げる者は、この省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新介護保険法施行規則」という。)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。

- 一 第二十二条の二十三の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程、一級課程又は二級課程(以下「旧研修課程」という。)を修了し、当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者
- 二 第二十二条の二十三の改正規定の施行の際現に旧研修課程を受講中の者であって、第二十二条の二十三の改正規定の施行後当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(準備行為)

第三条 新介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する研修及び新介護保険法施行規則第二十二条の二十六第一項の規定による事業者の指定に関し必要な手続その他の行為は、第二十二条の二十六の改正規定及び第二十二条の二十六との改正規定の施行前においても、新介護保険法施行規則第二十二条の二十六及び第二十二条の二十七の規定の例により行うことができる。